

公益財団法人愛知県国際交流協会 サポートボランティア制度実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益財団法人愛知県国際交流協会ボランティア登録制度設置要綱第2条第1項(3)に定めるサポートボランティアに関し、必要な事項を定める。

(申込資格)

第2条 サポートボランティアへの登録を希望する者は、次の要件をすべて満たした者とする。

- (1) サポートボランティア制度の趣旨を理解し、愛知県の国際交流の推進に熱意を有していること。
- (2) 愛知県内に居住もしくは通勤、通学していること。
- (3) 18歳以上であること。
- (4) サポートボランティアとしてふさわしい常識と品性を備えていること。
- (5) 依頼に応じられる時間的余裕があること。

(ボランティアの種類)

第3条 サポートボランティアの種類は、次のとおりとする。

- (1) あいち国際プラザ図書室ボランティア
- (2) あいち国際プラザにほん語教室ボランティア

(活動の対象)

第4条 サポートボランティアの活動の対象は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであって、公益財団法人愛知県国際交流協会(以下「協会」という。)がボランティア登録制度の趣旨に合致すると承認したものとする。

- (1) 協会が実施するもの。
- (2) 国及び地方公共団体とそれらの関係機関が実施するもの。
- (3) 愛知県内の学校等が実施するもの。
- (4) その他協会が適当と認めるもの。

(その他)

第5条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この実施要領は平成7年1月10日から施行する。

附 則

この実施要領は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は令和6年4月1日から施行する。